

令和8年度 県民芸術劇場(学校公演) 実施にあたっての注意事項 (必ずお読みください)

本事業は、児童・生徒の皆さんに優れた舞台芸術を身近に鑑賞していただくため、公益財団法人兵庫県芸術文化協会が兵庫県の補助を受け、その経費の一部を負担し、県内芸術団体等の協力を得て実施するものです。

I 公演決定後～公演当日まで

1 出演契約

公演団体との間でトラブルや紛争が生じた場合、当協会、兵庫県、兵庫県教育委員会は責任を負うことができません。できる限り出演契約を締結されることをお勧めします。契約書は公演団体と協議のうえ作成してください。なお、契約書の記載例は参考資料として添付していますが、当協会への提出は不要です。

2 開催日の変更・中止

やむを得ない事情により開催日を変更または中止する場合は、公演団体と調整のうえ、速やかに当協会へご連絡いただき、(様式2)令和8年度県民芸術劇場変更等協議書をご提出ください。

3 プログラム等の作成(ポスター・チラシ等)

(1)「県民芸術劇場」指定ロゴを必ず使用してください。

ロゴデータは当協会ホームページよりダウンロードしてください。

(2)次の趣旨文を必ず掲載し、開演前の影アナウンス等でも周知してください。

「県民芸術劇場 学校公演」は、児童・生徒の皆さんに優れた舞台芸術を身近に鑑賞していただけるよう、公益財団法人兵庫県芸術文化協会が県の補助を受けて、その経費の一部を負担し、県内芸術団体等の協力を得て実施するものです。

(3)主催:公益財団法人兵庫県芸術文化協会／共催:兵庫県、兵庫県教育委員会を必ず記載してください。

4 児童・生徒へのWEBアンケートの実施

鑑賞後、児童・生徒へWEBアンケート実施をお願いいたします。アンケートフォームのURLまたはQRコードをダウンロードのうえ、公演終了後2週間以内に回答するようご案内ください。

なお、小学生(低学年／1～3年)及び特別支援学校等アンケートが難しい場合は無理に実施いただく必要はありません。回答率が著しく低い場合、後日ご連絡させていただくことがあります。

アンケート回答後、集計結果をお送りいたしますので、今後の参考としてご活用ください。

II 公演終了後の手続き

実施報告書類の提出(公演後2週間以内)

提出資料はすべて A4 サイズで作成してください。

- 実施報告書(様式3)
- プログラム等内容がわかる資料
- 公演の記録写真

公演団体への出演料(協会負担分)支払いは、実施報告書類の提出およびアンケートの実施確認終了後になります。必ず期限内にご提出ください。

III 出演料の支払い

公演団体から請求書が届き次第、学校負担分を直接公演団体へお支払いください。

2公演目以降の出演料および付随経費は学校の負担となります。

源泉所得税の徴収が必要な団体については、管轄税務署へ納付してください。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

IV 提出先(電子メールでご提出ください)

【E-mail】 kengei@hyogo-arts.or.jp

公益財団法人兵庫県芸術文化協会
県民芸術劇場担当 尾崎

※メール送信後2週間以内に当協会から返信がない場合は、お電話にてご確認ください。

TEL:078-321-2002

各様式は当協会のホームページからダウンロードしてご活用ください。

「県民芸術劇場学校公演」で検索または、

<https://hyogo-arts.or.jp/main/business-list/arts-theater/school/>

令和8年度県民芸術劇場(学校公演)実施申請について

<https://hyogo-arts.or.jp/main/business-list/arts-theater/school/8038-2/>

令和8年度県民芸術劇場(学校公演)実施報告について

<https://hyogo-arts.or.jp/main/business-list/arts-theater/school/7758-2/>